

## 第3章 みどりに関する施策の方針

### 1. 施設緑地の整備方針

#### (1) 都市公園

市民が快適に使える都市公園を提供するため、都市公園の整備や管理・運営に取り組みます。

##### 1) 都市公園の整備方針

###### ①都市基盤としての体系的な公園づくり

地域のコミュニケーションやレクリエーションの場となる総合公園や地区公園、近隣公園、街区公園等の基幹公園、市域にある豊かな自然や歴史資源を活用した公園など、多様化する市民や来訪者の需要に対応し、的確な配置密度に配慮しながら体系的に公園・緑地の整備を図ります。

###### ②みんなが使いやすく個性ある公園づくり

公園づくりの計画段階から市民が関わるができるよう、ワークショップ\*等の導入を検討し、子どもから高齢者まで、市民それぞれの公園利用の場面に対応し、また、地域らしさを活かした個性ある公園整備をめざします。

開園から年数が経っている公園は、公園施設の陳腐化や利用者ニーズとの乖離が考えられるため、利用状況やニーズを把握し、子育て支援や高齢者の健康づくり等、その地域にとって必要な機能を選択して整備するなど、市民が使いやすい公園となるよう、公園施設の再編・再整備を推進します。

###### ③安全なまちづくりのための公園整備

災害発生時に避難場所としての機能を発揮できるよう、防災性を考慮した公園の整備に努めます。

安心・安全に利用できるよう、耐震性能が不足している施設については耐震改修等を図ります。

###### ④民間活力を導入した整備の検討

公園整備の実施にあたっては、PFI\*やP-PFI\*等といった民間活力の導入も視野に入れ、整備手法を検討します。

###### ⑤一住区一公園の実現

都市公園を中心に一住区一公園を実現するため、市街化区域等の必要性の高いものから整備を図ります。

・奥池公園	・船岡公園
・長滝公園	・机场第一公園 等

## ⑥都市計画公園の計画区域の見直し

都市計画決定がなされているものの、長期未着手となっている都市計画公園については、現在のまちづくりにそぐわない計画区域となっている可能性があります。

まちづくりの進展に合致した合理的な都市計画公園の配置となるよう、都市計画公園の計画区域の見直しを図ります。

・天神公園	・大井関公園	等
-------	--------	---

## 2) 都市公園の管理・運営方針

### ①公園長寿命化計画の策定

開園から年数が経っている公園は、施設の老朽化等が懸念されるため、定期的に施設の更新・改修を行う必要があります。

施設の更新・改修による計画的な維持管理を行うため、公園施設長寿命化計画の策定を図ります。

### ②公園施設のユニバーサルデザイン化

より多くの市民・来訪者にとって利用しやすい公園となるよう、段差解消や標識の多言語化等のユニバーサルデザイン化を図る等、人にやさしい公園整備に努めます。

### ③民間活力の導入による公園運営の質の向上

指定管理者制度\*や設置管理許可制度\*、管理協定\*の活用等による公園管理の充実を図るとともに、公園を大切にする意識の啓発に努めます。

## (2) その他の施設緑地

児童公園の改善・整備誘導により、良好な居住環境の形成に努めます。密集市街地等の公園用地の確保が難しい地区では、空家跡地等を活用したポケットパークや児童公園等の公園整備を検討します。

また、地域住民により自主的に管理活動が行えるよう、支援に努めます。

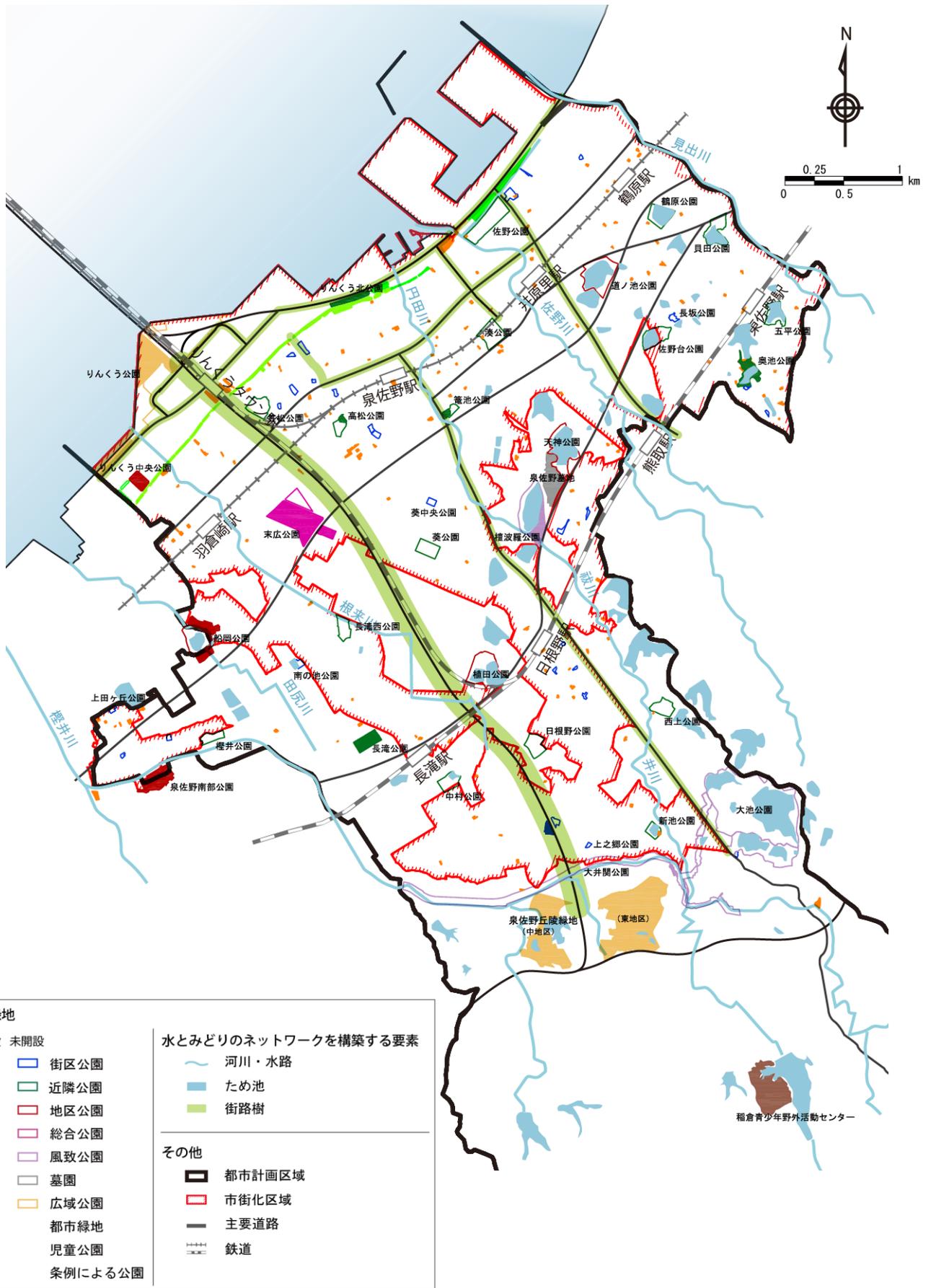


図 施設緑地の配置方針（2028年）

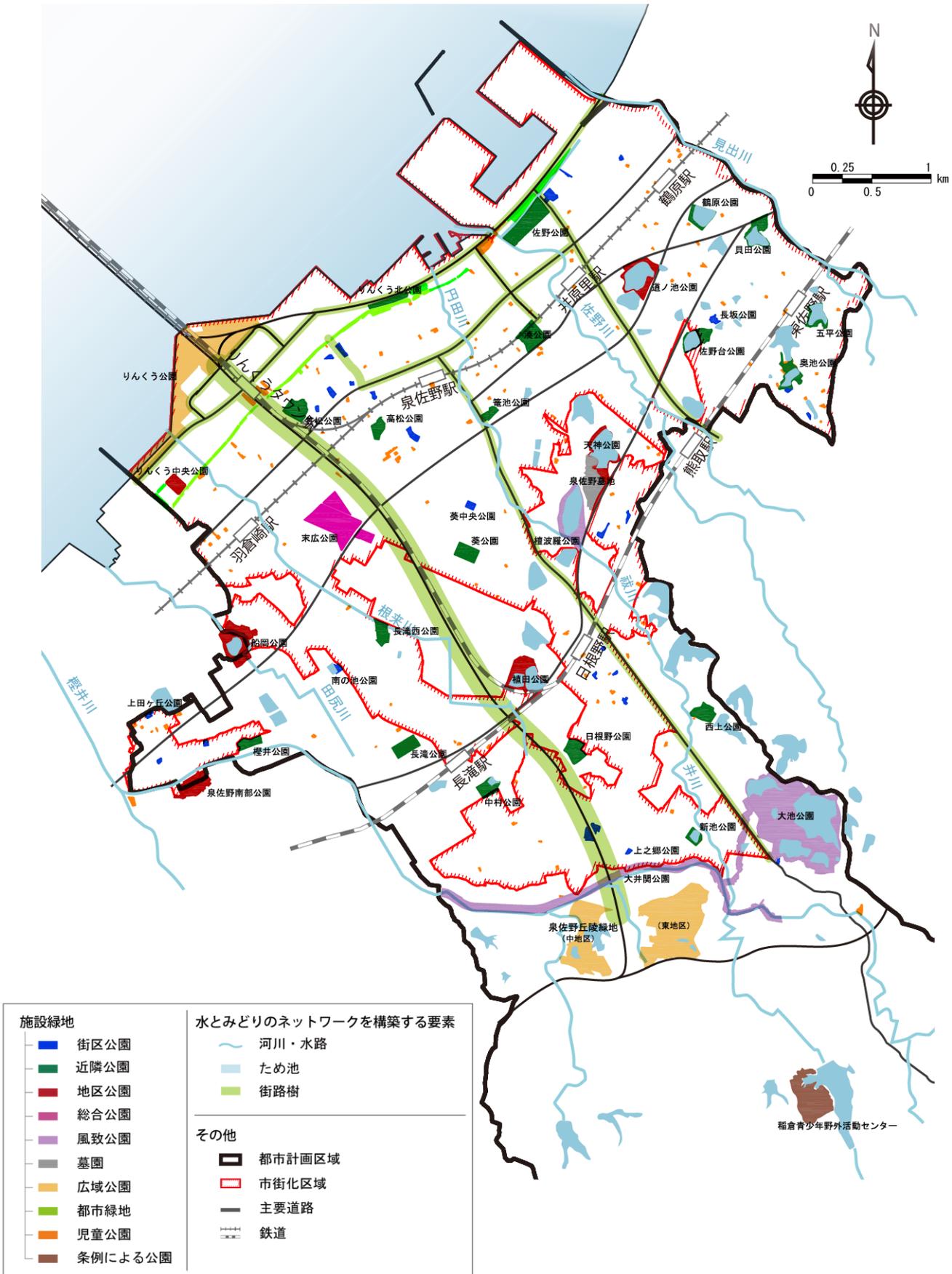


図 施設緑地の配置方針（将来計画）

## 2. 地域制緑地の保全方針

---

近郊緑地保全区域をはじめとする地域制緑地の指定の維持により、山地等のみどりの保全に努めます。

### ①山地の保全・森林の育成

自然環境を守るとともに、山地崩壊、洪水等の災害を防止するため、山地の森林の保全・育成を図ります。また、森林組合の機能強化に向けた支援を行い、造林を強化し、豊かな森林づくりに努めます。

市街化調整区域や地域制緑地による開発のコントロールを継続し、無秩序な開発によるみどりの質の低下を防ぎます。

### ②自然公園の活用

金剛生駒紀泉国定公園については、犬鳴地区を中心に、市民が身近な自然にふれあい、自然に学び、自然を体験できる場としての活用を検討します。

### ③林道の維持管理

山地のみどりの保持、景観の保全・管理を円滑に図るため、林道の適正な維持管理に努めます。

### ④農地の保全・活用

農用地、生産緑地等の農地については、農業生産基盤整備、後継者の育成のための方策の検討を進めるとともに、保全を図り、市民に親しまれるみどり豊かな環境整備を進めます。

そのため、特定生産緑地の指定、都市農地の貸借の円滑化に関する法律\*に基づく生産緑地の貸借、大阪府の農空間保全地域制度\*等の法制度を活用した農地の保全活用方策を検討します。

### 3. みどりに関する施策

---

#### (1) まちを支える「みどりのベース」を築くに関する施策

##### 1) 地域の生物多様性からみた骨格緑地の保全

###### ①地域制緑地等を活用した生物多様性を確保する山林・里山等のみどりの保全

- ・都市計画制度の市街化調整区域や近郊緑地保全区域、自然公園区域（金剛生駒紀泉国定公園）、保安林等の地域制緑地の維持により開発のコントロールを行い、和泉山脈の山林から丘陵部の里山にかけてのみどりや河川・水路、ため池等の水辺など、生物多様性を確保する環境となる骨格緑地の保全を図ります。

###### ②海岸部の骨格緑地となる公園緑地の維持及び整備の促進

- ・コンビナート背後緑地からりんくう中央公園付近にかけての公園緑地は、かつての海岸線に相当するみどりとして保全し、新たな海岸線となっているりんくう公園（広域公園・府営）の整備を大阪府と連携して行うことで、海岸部の骨格緑地を形成します。

###### ③森林ボランティア等による森林管理等による森林環境の保全・改善

- ・森林ボランティア等の新たな森林管理制度と合わせて、林業経営の促進や委託化、地域の山村文化の継承、林道の維持管理等による森林環境の保全と改善を図ります。
- ・山地美化キャンペーンを継続実施し、森林保全やごみの不法投棄防止等の自然環境保護活動への市民参加と意識啓発を進めます。

###### ④森林環境譲与税の活用等による森林育成方策の検討

- ・マツ枯れ\*、ナラ枯れ、竹藪化等の防除対策をはじめ、防災面からも健全な森林の維持管理が必要であり、大阪府森林環境税が2020年度以降も継続化された場合の本市での活用要望や平成31年度より国から市町村及び都道府県に譲与される森林環境譲与税を財源として活用した施策を検討し、森林整備やその促進事業等による森林育成を図ります。

##### 2) 山と海をむすぶ水とみどりの骨格の構築

###### ①「泉佐野水とみどりのシンボル軸」の形成による山と海のみどりのネットワーク化

- ・樫井川から取水し、日根荘の里地から十二谷池等の丘陵部のため池群に続く井川と周辺の農地等の水とみどりは、本市の歴史と文化を表すシンボルとして保全を図り、山と海のみどりを結ぶみどりの骨格となる「泉佐野水とみどりのシンボル軸」とします。
- ・そのため、大木地区に限定されている重要文化的景観を、土丸・日根野地区の国史跡日根荘遺跡であるため池群や井川、日根神社、慈眼院の神社仏閣まで拡大することを検討します。
- ・樫井川の改修形状との整合や検討中の新ごみ処理施設整備に伴う大井関公園の区域変更にあたっては、井川やため池を含めるなど、「泉佐野水とみどりのシンボル軸」の形成に

効果的な配置を検討します。

## ②道路、河川を活用した山と海のみどりのネットワーク化

- ・本市の道路網の骨格を成す主要幹線道路（府道）については、山と海を結ぶみどりのネットワークを形成するよう、道路管理者（大阪府）との連携により街路樹等の植栽の維持、充実を図ります。
- ・樫井川、佐野川、見出川等の河川についても、山と海を結ぶみどりのネットワークを形成するよう、河川管理者（大阪府）との連携により、自然的流路を活かした河道管理や河川改修時の多自然型護岸化等を検討します。

## ③都市公園内のため池の保全による水のみどりのネットワーク化

- ・都市公園に含まれるため池については、周辺緑化や水辺整備を行い、公園整備とのバランスを取りながら保全することを基本とし、生態系のネットワークとしての機能を果たすよう図ります。

## ④水のみどりのシンボル軸を構成する農地の保全

- ・井川や府道土丸栄線沿いの農地は、市街化調整区域・農用地指定の維持により開発をコントロールし、みどりの要素として、また、沿道からの丘陵及び田園への眺望空間として保全を図ります。

## ⑤生産緑地等農地所有者の営農意向の把握

- ・生産緑地や農用地等の農地を都市のみどりとして保全・活用していくため、アンケート調査等により農地所有者の意向把握に努めます。

## 3) 安心・安全な暮らしを支えるみどりの保全と創出

### ①みどりの保全による山と海の自然災害被害の軽減

- ・大阪府と連携して山地の森林の保全・育成とあわせて土砂災害対策に努め、洪水、地震等の自然災害による被害の軽減を図ります。
- ・海岸部の帯状の公園緑地の維持管理に努め、津波や高潮等、自然災害による被害の軽減を図ります。

### ②農地・ため池の保全による都市の雨水一時貯留機能の維持

- ・市街地及び周辺の農地については、特定生産緑地の指定による農地の継続的な保全や、農用地指定の維持などにより地域農業の振興施策とあわせた保全に努め、都市の雨水一時貯留機能を維持することで大雨時の内水氾濫の低減を図ります。
- ・ため池についても、老朽ため池の改修等の維持管理に努め、都市の雨水一時貯留機能の維持への寄与を図ります。

### ③安心・安全を支える避難場所に指定された公園及び避難路の確保

- ・地域防災計画に基づき、広域避難場所や一時避難場所に指定されている公園の避難空間の維持管理及び防災設備の充実に努めます。
- ・一住区一公園を目指した公園整備に努め、市街地全体の防災性を高めていくことを検討します。
- ・避難場所に指定された公園に通じる避難路となっている道路については、ブロック塀の生垣化や軽量フェンス化等による倒壊からの安全性の向上とともに、街路樹と合わせたみどりにより平常時から避難ルートへの認知度を高めることを検討します。

## 4) 宅地内の緑化による都市気象の緩和等の環境改善

### ①住宅の庭等の敷地及び屋上、壁面等の建物緑化による緑量確保

- ・公共施設だけでなく、市街地の宅地についても、市民等の協力のもとに庭等の敷地及び屋上、壁面等の建物の緑化により都市全体の緑量を増化させ、ヒートアイランド現象\*の低減やCO<sub>2</sub>の吸収等の都市の気象緩和等、都市の環境改善を図ります。

### ②宅地内の緑化に向けた住民等の啓発

- ・道路や沿道の緑化は、都市の環境改善、緑陰による歩行の快適性の向上、うるおいのある都市景観の形成等につながるものであり、沿道住民や企業の協力を得られるよう、緑化の意義やメリット、手法等について啓発を図ります。

## (2) まちを楽しくする「くらしのみどり」を増やす に関する施策

### 1) 市民ニーズに合った機能再編と区域見直し等による公園の充実

#### ①一住区一公園を目指した都市公園整備

- ・未開設の都市公園については市街化区域の都市公園を優先して整備を図ります。特に、一住区一公園に該当する公園が児童公園となっている住区の都市公園（奥池公園、船岡公園、長滝公園、机场第一公園等）の整備を図ります。
- ・一住区一公園を満たすものの、街区公園等の身近な公園が不足する住居専用系用途地域を中心に良好な居住環境を整えるため、住区基幹公園の整備促進、児童公園の改善・整備誘導等を図るほか、市民緑地制度を活用した公園緑地の整備を検討します。

#### ②特定空家等の除却後の空地のポケットパーク化

- ・泉佐野市特定空家等対策事業を活用して土地建物の寄付を受け、特定空家等を除却した跡地のうち、密集市街地等の公園用地の確保が難しく、ポケットパークにふさわしい立地条件の用地を活用した児童公園等の公園の整備を検討します。

#### ③公園長寿命化計画の策定と公園施設の長寿命化改善

- ・開設済みの都市公園については、公園施設の定期的な点検結果や財政予測等に基づいて公園施設長寿命化計画を策定し、遊具等の老朽化した公園施設の改修・更新や長寿命化改善に計画的に取り組めます。

#### ④都市公園の機能再編と緑化充実による個性ある公園づくり

- ・少子高齢社会の中で都市の活力と住みやすい環境が持続する共生社会としていくために、都市公園が環境にやさしい空間となるよう緑化を進め、さらに、子どもたちの外遊びや保護者の交流など子育て支援の場、高齢者の憩いや健康づくりの場、多様な人々の交流が地域コミュニティを醸成していく場などとしても機能することが期待されます。
- ・都市公園において、これらのニーズに対応するため、ユニバーサルデザイン化等による使いやすさと安全性・防犯性の確保を基本とした上で、遊戯施設や交流広場、緑化空間などの内容や配置構成等を各世代、地域のニーズや環境共生との間で最適化するよう再編し、人といきもの両方にやさしい公園として維持していきます。
- ・これらの公園整備・改修・維持に際しては、計画段階から市民が関わるワークショップ等の導入を検討し、その地域にとって必要な機能を選択して整備するなど、地域住民が親しみやすく、地域らしさを活かした個性ある公園として持続していくよう、公園機能の再編・整備を図ります。

## ⑤都市計画公園の計画区域の見直し

- ・まちづくりの進展に合致した合理的な都市計画公園の配置となるよう、長期未着手の都市計画公園の都市計画決定区域の見直しを図ります。
- ・天神公園（地区公園）は、既設の檀波羅公園（風致公園）、泉佐野墓地（墓園）と一体となって山ノ池の水辺を活かした公園となるよう都市計画の見直しを図ります。
- ・大井関公園（風致公園）は、樫井川に沿って設定された区域を河川改修やほ場整備の形状に合わせてとともに、上流の井川取水口（史跡）までの河畔林が豊かな区間を加えるよう延長します。また、山地に設定された区域は、検討中のごみ処理施設の整備に対応して大池公園（風致公園）と一体となる郷の池、北谷池の環境を活かした区域に移し、全体として本市の特徴的な水辺と利水の歴史を含んだ計画区域への見直しを図ります。

## 2) 農地、河川・水路、ため池等を保全・活用したふるさと空間の形成

### ①農地の保全・活用

- ・生産緑地については、都市農業の振興とあわせて、特定生産緑地の指定により、市街地内のみどりとして、農地の継続的な保全を図ります。また、改正された生産緑地制度等を活用した多様な農業展開の中で、ふるさと農のめぐみを提供できるよう、土地所有者への情報提供等による制度の周知に努めます。
- ・生産緑地を解除する場合も、近辺の未開設公園の代替となる小公園整備用地としての活用や、他の土地利用に転用される場合でも十分に緑化された土地活用の誘導を検討します。

### ②海岸、河川・水路、ため池等の水辺の保全・活用

- ・本市の特徴的な水辺である海岸、河川・水路、ため池は、都市の貴重なオープンスペースとして保全するとともに、付帯地や周辺地を含めた緑化の充実や休憩地の整備、散策等のみどりのネットワークとしての活用を図ります。周辺の農地とあわせることで、農の楽しみなど、ふるさとを想起させる空間としていきます。

### ③田園・里山の保全を推進する緑地保全配慮地区の指定の検討

- ・重要文化的景観「日根荘大木の農村景観」として中世の荘園、日根荘に由来する田園・里山景観と環境の保全に取り組まれている区域を候補地として、今後の重要文化的景観の区域拡大も視野に入れながら、みどりの景観・環境を阻害する行為を規制していくために、緑地保全地域等の緑地保全配慮地区の指定を検討します。

### 3) 緑量の確保による歩いて楽しい市街地の形成

#### ①民有地の緑化の推進

- ・公園、河川、道路の緑化とあわせて沿道を中心に街区の内部についても、住宅から店舗、事業所、工場まで民有地の庭・敷地等の樹木の保全・充実及び屋上、壁面等の建物緑化により都市全体の緑量の増加に努めるとともに、緑を眺めながら、快適に休憩、散策、移動できる、歩いて楽しい市街地の形成を図ります。
- ・民有地の緑化には市民や企業の協力が不可欠であり、緑化に向けた意識啓発や緑化手法の情報提供等を図り、水とみどりの骨格形成を補完する緑化をめざします。

#### ②社寺林等の保全・活用

- ・社寺林の樹木等、地域になじんだまとまりのあるみどりを地域の協力のもとに保全し、みどりのランドマーク、コミュニティの集いの場や散策の休憩空間として活用することにより、緑量感の向上を図ります。

#### ③都市緑化を推進する地区指定の検討

- ・都市景観形成重点地区に指定し、良好な都市景観の形成が誘導されているりんくうタウン及び本市の玄関口としての緑化が求められる南海泉佐野駅周辺、JR日根野駅周辺等を候補地として、緑化地域や緑化重点地区の指定を検討します。これらの地区では、みどりの観点からの景観形成や緑化率の向上に向けた指針を示すことにより、都市機能の誘導とあわせた緑化の推進を図ります。

### (3) まちのにぎわいを支える「交流のみどり」を創る に関する施策

#### 1) 「泉佐野 水とみどりのシンボル軸」の形成

##### ①地域の歴史文化のシンボル空間としての史跡、ため池群の保全活用

- ・国史跡日根荘遺跡に指定された井川取水口から日根神社、十二谷池にかけた丘陵部のため池群、里地の農地、天然記念物の樹木などの水とみどりは、本市の歴史と文化を表す地域のシンボルとして史跡とあわせて保全を図ります。
- ・これらの水とみどりは、重要文化的景観の区域拡大による景観保全や、地域内外の人が泉佐野の地理・歴史を楽しみながら学ぶ資源としての利活用を検討します。

##### ②ふるさとの歴史・文化を体感できる観光地区（水とみどりの里）の展開

- ・犬鳴山温泉をベース地として、重要文化的景観「日根荘大木の農村景観」や日根神社、七宝瀧寺等の社寺の探訪、農村体験など、市内外の人々がふるさと泉佐野を満喫できる観光地区（水とみどりの里）の展開を図ります。

##### ③海と山をむすぶ水とみどりのシンボル軸による多様な観光・地域体験メニューの展開

- ・これらに犬鳴山の温泉と溪流、泉佐野駅周辺のにぎわい、旧市街地周辺の蔵や旧街道、りんくうタウンのアミューズメントやショッピングなどの多様な形態の観光・地域体験メニューを組み合わせる人々をもてなし、関西国際空港（海）と和泉山脈（山）を結ぶ地帯で交流とにぎわいを生み出す軸となる「泉佐野 水とみどりのシンボル軸」を形成します。

#### 2) みどりにあふれるシンボルゲート空間の形成

##### ①りんくうタウン駅等主要駅周辺におけるシンボルゲート空間の創出

- ・本市の玄関口となるりんくうタウン駅、泉佐野駅、日根野駅周辺では駅前広場をはじめ、駅前道路等主要道路及び沿道を、四季の花等、季節感のあるみどりをういて緑化修景し、来訪者を迎えるシンボルゲート空間となるよう図ります。
- ・都市景観形成重点地区を指定しているりんくうタウンに加えて、これら主要駅周辺での緑化地域や緑化重点地区の指定を検討します。

##### ②泉佐野中央大通線（空連道）〔国際都市軸〕をはじめとする幹線道路の緑化修景

- ・泉佐野中央大通線（空連道）〔国際都市軸〕は、市中央部のみどりの<sup>くさび</sup>楔となる田園地帯の中に際立つ並木道であり、市内外の人々が集まる関西国際空港から「泉佐野 水とみどりのシンボル軸」上にある公園緑地やレクリエーション施設等へのアプローチ空間として、華やかな景観の演出に配慮し、他の主要幹線道路とあわせて大阪府との連携によるみどりの維持管理を図ります。

### 3) 水とみどりのシンボル軸を中心としたみどりを巡る回遊性の展開

#### ①まちを回遊するウォーキングルートの形成

- ・「泉佐野 水とみどりのシンボル軸」を主軸に、市内に点在するみどりや旧街道、だんじり小屋、カフェ等のお楽しみスポットを巡るウォーキングルートなど、各所で泉佐野のまちを回遊して楽しめるエリアやルートの形成を検討します。
- ・これらのルートでは、多言語に対応した案内図や解説板等の設置を検討します。

#### ②水辺のみどりを楽しめる遊歩空間・水辺空間の整備

- ・主要道路に加えて樫井川や佐野川等については、公園や緑地等を結ぶ水とみどりの軸として位置づけ、遊歩空間のネットワーク化を図ります。
- ・樫井川においては「かわまちづくり計画」等によりサイクリングロードや散策路等の整備を推進し、水辺空間、遊歩空間のネットワーク化を図ります。

#### ③本市のみどりを見渡せる眺望点を活かしたみどりの景観まちづくり

- ・上記の回遊ネットワーク上の田園に面した道路、河川沿いに山を見通せる橋梁、公共施設や商業施設、駅舎の上層階・広場などから、和泉山脈や丘陵部等の泉佐野の特徴的なみどりを見渡せる眺望点の活用・充実とPR等による、みどりの景観が楽しめるまちづくりを検討します。

### 4) 多様な公園緑地とレクリエーション施設等を合わせたみどりの展開

#### ①個性的な公園緑地の整備・充実による公園利用メニューの多様化

- ・泉佐野丘陵緑地（広域公園・府営）は、本市のみどりの基盤である里山を活かしてみんなのでつくり続ける公園として大阪府が整備を行っています。今後、東地区の整備を進めるにあたり、地域のにぎわいの創出や、公園利用者の利便性の向上に向けて、民間活力の導入等の整備手法の検討が予定されています。本市も大阪府泉佐野丘陵緑地運営審議会に参画し、整備・運営について大阪府と連携していきます。また、大阪府と連携し地域の子どものための環境学習の場としての展開を図ります。
- ・大井関公園（風致公園）は、河川改修やほ場整備との整合を図るとともに、検討中のごみ処理施設の整備にも対応できるよう、井川取水口（史跡）や大池公園（風致公園）と一体となって本市の特徴的な水辺と利水の歴史を含んだ区域として都市計画の変更に向けた検討を行います。
- ・末広公園（総合公園）については、総合体育館のある広域的なレクリエーション拠点として、機能の充実を図るとともに、施設の適正な維持・管理を行います。

#### ②公園緑地とレクリエーション等多様な都市機能が一体となったりんくうタウンの活性化

- ・りんくう公園（広域公園・府営）を中心に大阪府と連携し、（仮称）関空アイスアリーナ等のレクリエーション機能や宿泊施設、MICE施設\*等の国際交流都市機能の誘致、大規模商業施設の充実などと一体となったみどりの展開により、市民の楽しみや来訪者

の体験・滞留メニューを充実化し、りんくうタウンのさらなる活性化を図ります。

#### (4) 「みんなで育むみどり」のまちに関する施策

##### 1) 産学官民が連携したみどりづくりの仕組みづくり

- ・産業界（民間企業）、学校（教育・研究機関）、官公庁（国・府・市）、民間（市民・NPO）の四者が一体となってみどりづくりを行うため、みどりに関する情報交換や活動に関する話し合いを行えるプラットフォーム\*の形成に向けた協働の取り組みを検討します。

##### 2) 市民ボランティアやみどり法人による緑化やみどりの管理の促進

###### ①市民ボランティア等による公園、道路、河川等のみどりの管理の充実

- ・公園、道路、河川等のみどりについては、みどり法人やシルバー人材センターの活用等による管理体制の充実に努めます。
- ・街区公園、児童公園、街路樹、河川等の身近な空間のみどりの管理には、アドプト制度等の市民ボランティアやNPO等の活用と支援を検討します。

###### ②みどり法人制度、市民緑地制度等の活用の検討

- ・本市で指定されているみどり法人については、公園緑地や街路樹の管理業務活動だけでなく、市民緑地制度を活用したみどり空間の拡大・管理等、みどり法人制度本来の展開について検討していきます。

##### 3) 市民、企業の緑化意識の醸成と緑化技術の向上

###### ①みどりに関する広報活動の推進

- ・市の緑化推進施策等についての広報活動の積極的な展開を図ります。
- ・緑化やみどりの施設に関する市民、企業、行政、来訪者の相互間の情報交換の場となるホームページを開設するなどインターネットの活用を検討します。ITになじめない人に対しては、パンフレット等による情報提供を検討します。

###### ②緑化イベント、緑化教室等の展開

- ・花や農業等みどりにかかわるイベントを開催し、市民がみどりや土にふれあうことができるきっかけづくりを検討します。
- ・市民の緑化推進に対する意識と緑化技術を高めるため、緑化教室や出前講座の開催等により、みどりの普及・育成・啓発に努めます。

###### ③環境学習の展開

- ・地域子どもたちに対して、大阪府と連携して泉佐野丘陵緑地（広域公園・府営）を中心に都市公園や農地、水辺等の市内の水とみどりを活用し、水とみどりやいきものとの関わりやその大切さを体験を通して学ぶ環境学習を展開することにより、環境意識と環境を守る知恵を持った人材の育成を図ります。

#### 4) 市民、企業による緑化の支援と誘導

##### ①緑化に関する支援制度の展開

- ・大阪府のみどり推進事業、実感できるみどりづくり事業等の緑化支援事業の紹介を行うなど、大阪府と連携して敷地内の緑化促進に取り組みます。

##### ②緑化地域、緑化重点地区、地区計画等の指定によるみどりづくりの誘導

- ・みどりの不足が懸念される地区やまちぐるみの緑化に対する意識が高い地区については、緑化地域や緑化重点地区、地区計画の指定等による緑化の誘導を検討します。

##### ③緑地協定制度の活用

- ・都市緑地法に基づく緑地協定の締結を推奨するなど、庭木の植栽や生垣設置などの市民参加の緑化方策を検討します。